



2021年12月30日

各 位

会社名	ビート・ホールディングス・リミテッド (URL : <a href="https://www.beatholdings.com/">https://www.beatholdings.com/</a> )
代表者名	最高経営責任者 (CEO) チン・シャン・ファイ (東証第二部 コード番号 : 9399)
連絡先	IR 室マネージャー 高山 雄太 (電話 : 03-4570-0741)

### (続報) 株主による提案に関するお知らせ

当社は、2021年5月21日に当社株主らより提案（以下「本株主提案」といいます。）を受け、本株主提案は2021年7月9日開催の当社定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において、第3号議案（現物出資による新株式及び新株予約権の発行）、第4号議案（第3号議案に基づく配当）及び第5号議案（株式分割）を通して、それぞれ可決されました。上記各議案のより詳細な内容については、本株主総会の招集通知又は2021年5月24日付開示文書「(経過2) 定時株主総会の議題の改訂に関するお知らせ」及び2021年6月1日付開示文書「(経過3) 定時株主総会の議題の改訂に関するお知らせ」をご参照ください。

その後、当社は上記第3号議案、第4号議案及び第5号議案を実施するため準備を進めてまいりましたが、以下に記載の理由により、提案を行った株主ら（以下「提案株主ら」といいます。）と話合った上で、本日、当社取締役会は、各議案を実施しないことを決議しましたので、お知らせいたします。

#### 1. 第3号議案、第4号議案及び第5号議案を実施しない理由

第3号議案を実施するには、独立第三者からの法律意見書を入手することが必要であった中、当社は数ヶ月間、当該意見書を入手するための法律家を積極的に探してまいりましたが、第3号議案における新株式及び新株予約権を発行した場合の希薄化率が高いため、当該意見書を入手することが困難な状況です。

また、第3号議案を実施しない限り、当社は第4号議案を実施することができません。更に、第5号議案は、第3号議案の新株式を発行することが条件となっており、第5号議案に記載の通り2021年12月31日までに実施することが難しい状況です。

この様に第3号議案、第4号議案及び第5号議案を実施することが難しいことを提案株主に説明し、提案株主らの理解を得ることができました。



そのため、取締役会は、提案株主らより株主提案を実施しないことについて合意を得た上で、第3号議案、第4号議案及び第5号議案を実施しないことを決議しました。なお、当社のケイマン法顧問弁護士に取締役会は第3号議案、また、上記のとおり第3号議案に関連する4号議案及び5号議案を実施しないことを決議する権限を有していることを確認しておりますが、本件に関して開示すべき事象が発生又は決定された場合、適時開示いたします。

## 2. 今後の見通し

本件が当社の2021年12月期の業績予想に与える影響はありません。株主の皆様をはじめ関係者の皆様にはご迷惑とご心配をおかけいたしましたこと深くお詫び申し上げますとともに、引き続き格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

### ビート・ホールディングス・リミテッドについて

当社、ビート・ホールディングス・リミテッドは、アプリケーション及び知的財産権のライセンス事業を行っております。また、子会社のGINSMS Inc.（トロント・ベンチャー証券取引所に上場、TSXV：GOK）を通じてモバイル・メッセージング・サービス並びにソフトウェア製品及びサービス、また、株式会社CoinOtakuを通じてメディア事業を提供しています。当社は、東京証券取引所の市場第二部に上場（証券コード：9399）、ケイマン諸島においてケイマン法に基づいて設立・登記された会社であり、香港に事業本部を構え、日本、シンガポール、マレーシア、インドネシア、中国及びカナダに子会社を有しております。

詳細は、ウェブサイト：<https://www.beatholdings.com/> をご参照下さい。

本書は一般公衆に向けられた開示資料であり、当社株式への投資を勧誘するものではありません。投資家は、当社への投資を判断する際、当社の過去の適時開示資料及び法定開示資料を含むがこれらに限定されない資料を確認し、それらに含まれるリスク要因及びその他の情報を併せて考慮した上でかかる判断を行う必要があります。